

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：慢性疼痛分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>慢性疼痛は、公衆衛生上の健康課題との認識の下、世界保健機関 (World Health Organization: WHO) が世界共通に定義する国際疾病分類の 2018 年の更新に際して一つの疾患として位置付けられるようになった。国内では健康日本 21 (第二次) 最終報告において足腰に痛みのある高齢者の割合の減少が目標を達成できておらず、今後も慢性疼痛に対する取組が必要である。</p> <p>運動器疼痛分科会では、これまで運動器疼痛の診療研究体制整備について議論を行い、その議論に基づく見解を第 25 期に発出した。本分科会は慢性疼痛を公衆衛生上の健康課題とする理解を深め、その課題解決に向けた対策に関する議論を行い、国民の健康に貢献することを職務として活動を行う。</p>
4	審議事項	<p>1. 健康日本 21 (第二次) 最終報告において目標が達成できなかった足腰に痛みのある高齢者の割合の改善策及び同最終報告で目標が未達成の日常生活における歩数についての関連性を疫学的視点から解析し、両目標の改善に向けた対策</p> <p>2. 慢性疼痛における治療目標について、患者立脚型アウトカムと生活の質 (Quality of Health, QOL) 及び日常生活動作 (Activities of daily living, ADL) の視点での意義</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和 5 年 12 月 22 日 ~ 令和 8 年 9 月 30 日
6	備考	委員の構成の変更(5名から 10名に変更)